防官企第６６９５号
３１．４．２

各　　局　　長
施設等機関の長
各　幕　僚　長
情 報 本 部 長　殿
防 衛 監 察 監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

大臣官房長
（公印省略）

防衛省政策評価実施要領について（通知）

標記について、防衛省における政策評価に関する基本計画（防官企（防）第１５４号。３１．３．２９）第１１項第２号に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

別紙

防衛省政策評価実施要領

１　趣旨

この要領は、防衛省における政策評価に関する基本計画（防官企（防）第１５４号（３１．３．２９）以下「基本計画」という。）の規定を実施するため、基本計画第１１項第２号に基づき、防衛省における政策評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

２　「２　政策評価の実施に関する方針」関係

基本計画第２項第３号の実績評価方式には、目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン（平成２５年１２月２０日政策評価各府省連絡会議了承。以下「目標管理型ガイドライン」という。）による目標管理型の政策評価を含むものとする。

３　「５　事前評価の実施に関する事項」関係

⑴　事前評価の対象とする施策等

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成１３年政令第３２３号）第３条第１号及び同条第２号の規定による研究開発に係る評価については、装備品等の研究開発に関する訓令（平成２７年防衛省訓令第３７号）第２条第６号の技術研究及び同訓令第２条第７号の装備品等の研究開発のうち総事業費１０億円以上のものを対象とする。

⑵　事前評価の指針

事前評価の実施に当たっては、国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成２８年１２月２１日内閣総理大臣決定。以下「研究開発評価大綱的指針」という。）、政策評価の実施に関するガイドライン（平成１７年１２月１６日政策評価各府省連絡会議了承。以下「政策評価ガイドライン」という。）、政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（平成２２年５月２８日政策評価各府省連絡会議了承。以下「情報公表ガイドライン」という。）、規制の政策評価の実施に関するガイドライン（平成１９年８月２４日政策評価各府省連絡会議了承）及び租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（平成２２年５月２８日政策評価各府省連絡会議了承。以下「租特評価ガイドライン」という。）を踏まえて実施することとする。

⑶　政策評価書案の作成

防衛省本省の内部部局の課等（課又はこれに準ずるものをいう。以下同じ。）及び防衛装備庁の内部部局の課等（以下「内局各課」という。）は、基本計画第５項第２号に該当する施策等のうち自らが所掌する施策等について、政策評価書案を作成し、原則として８月１０日までに大臣官房企画評価課（以下「企画評価課」という。）に提出するものとする。

ただし、防衛装備庁の内部部局の課等にあっては、防衛装備庁長官官房監察監査・評価官を通じて行うものとする。

なお、政策評価書案の作成に当たっては、データ、参考文献等、評価のために用

いた資料を可能な限り添付するものとする。

⑷　政策評価書の決定手続

企画評価課は、前号の政策評価書案について防衛省政策評価に関する有識者会議等により有識者の意見を聴取し、別に置かれる防衛省政策評価委員会（以下「政策評価委員会」という。）に付議した後、原則として８月末日までに防衛大臣に決定を求めるものとする。

⑸　政策評価書の送付

大臣官房長は、前号の規定により政策評価書が決定されたときは、当該政策評価書を内局各課及び各機関等（防衛省本省の施設等機関、各幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、各地方防衛局及び防衛装備庁の施設等機関をいう。以下同じ。）に送付する。

ただし、防衛装備庁の内部部局の課等及び防衛装備庁の施設等機関にあっては、防衛装備庁長官官房監察監査・評価官を通じて行うものとする。

４　「６　計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項」関係

⑴　事後評価の方式

基本計画第６項第３号アの実績評価方式は、目標管理型の政策評価によるものとする。

⑵　事後評価の指針

事後評価の実施に当たっては、研究開発評価大綱的指針、政策評価ガイドライン、情報公表ガイドライン及び租特評価ガイドラインを踏まえて実施することとする。また、目標管理型の政策評価の実施に当たっては、これに加えて目標管理型ガイドラインも踏まえて実施することとする。

⑶　実施計画案の作成

企画評価課は、政策評価に関する有識者会議等により有識者の意見を聴取した上で、事後評価の実施計画（以下「実施計画」という。）案を作成するものとする。

⑷　実施計画の決定手続

企画評価課は、前号の実施計画案について、政策評価委員会に付議した後、原則として、当該実施計画案の計画期間の開始前までに防衛大臣に決定を求めるものとする。

⑸　実施計画の通達

防衛大臣は、前号の規定により実施計画を決定したときは、内局各課及び各機関等に通達する。

⑹　実施計画の変更手続

前２号の規定は、実施計画の変更について準用する。この場合において、第４号中「開始前」とあるのは「最終年度の翌年度の８月末日」と読み替えるものとする。

⑺　事前分析表案の作成

内局各課は、基本計画付紙の政策体系に示す施策のうち自らが所掌する施策について、毎年度、達成すべき目標、目標の測定指標等を整理した事前分析表案を作成

し、原則として、事前分析の対象となる年度の８月１０日までに企画評価課に提出するものとする。

ただし、防衛装備庁の内部部局の課等にあっては、防衛装備庁長官官房監察監査・評価官を通じて行うものとする。

⑻　事前分析表の承認手続

企画評価課は、前号の事前分析表案について、政策評価に関する有識者会議等により有識者の意見を聴取し、政策評価委員会に付議した後、原則として、事前分析の対象となる年度の８月末日までに大臣官房長に承認を求めるものとする。

⑼　事前分析表の送付

大臣官房長は、前号の規定により事前分析表を承認したときは、目標管理型ガイドライン第２項第３号の規定により、総務省行政評価局長に送付するとともに、内局各課及び各機関等に送付する。

ただし、防衛装備庁の内部部局の課等にあっては、防衛装備庁長官官房監察監査・評価官を通じて行うものとする。

⑽　事前分析表の変更手続

前２号の規定は、事前分析表の変更について準用する。この場合において、第８号中「８月末日」とあるのは「末日」と読み替えるものとする。

⑾　政策評価書案の作成

内局各課は、実施計画に示された施策等のうち自らが所掌する施策等について、政策評価書案を作成し、原則として実施計画に示す期限の３週間前までに企画評価課に提出するものとする。

ただし、防衛装備庁の内部部局の課等にあっては、防衛装備庁長官官房監察監査・評価官を通じて行うものとする。

なお、政策評価書案の作成に当たっては、データ、参考文献等、評価のために用いた資料を可能な限り添付するものとするほか、目標管理型の政策評価にあっては、対応する事前分析表を踏まえて作成するものとする。

⑿　政策評価書の決定手続

企画評価課は、前号の政策評価書案について、政策評価に関する有識者会議等により有識者の意見を聴取し、政策評価委員会に付議した後、実施計画に示す期限までに防衛大臣に決定を求めるものとする。

⒀　政策評価書の送付

大臣官房長は、前号の規定により政策評価書が決定されたときは、当該政策評価書を内局各課及び各機関等に送付する。

ただし、防衛装備庁の内部部局の課等にあっては、防衛装備庁長官官房監察監査・評価官を通じて行うものとする。

５　「８　政策評価の結果の政策への反映に関する事項」関係

⑴　反映状況の通知

内局各課は、基本計画第８項の通知を毎年度行うものとする。ただし、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成１３年法律第８６号。以下「法」という。）第

１９条の規定による報告書の案の照会への回答をもって、当該通知に代えることができる。

⑵　反映状況の取りまとめ手続

企画評価課は、毎年度、前号の通知を取りまとめ、法第１１条の規定による政策評価の結果の政策への反映状況の通知の案を作成し、防衛大臣の承認を得るものとする。

６　「１１　その他政策評価の実施に関し必要な事項」関係

⑴　基本計画の改正案の作成

基本計画を改正する必要が生じたときは、企画評価課は、政策評価に関する有識者会議等により有識者の意見を聴取した上で、基本計画の改正案を作成するものとする。

⑵　基本計画の改正手続

企画評価課は、前号の基本計画の改正案について、政策評価委員会に付議した後、防衛大臣に決定を求めるものとする。

⑶　基本計画の改正の通達

防衛大臣は、前号の規定により基本計画を改正したときは、内局各課及び各機関等に通達する。

７　委任規定

この実施要領に定めるもののほか、政策評価の実施に関し必要な細部事項については、企画評価課長が定める。